## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）

| 改 正 後 R5．4．1 | 改 正 前 R4．4．1 |
| :---: | :---: |
| ※（As，解体以外），（As施工体制評価型）及び（解体施工体制評価 <br> 型）に共通かつ簡易型に共通 <br> （1）施工計画 <br> ［技術評価様式5－1，－2］※公告に添付された様式を使用すること。 <br> ※（As，解体以外）の標準型 <br> （1）技術提案 <br> ［技術評価様式5－1，－2］※公告に添付された様式を使用すること。 <br> ※（As，解体以外），（As施工体制評価型）及び（解体施工体制評価 <br> 型）に共通かつ標準型，簡易型，特別簡易型 IIに共通 <br> （－）配置予定技術者の能力 <br> 10）上記1），6），8）のいずれか一つでも確認できない場合は，入札参加資格を失格とするので，注意すること。 <br> （入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。） | ※（As，解体以外），（As施工体制評価型）及び（解体施工体制評価 <br> 型）に共通かつ簡易型に共通 <br> （1）施工計画 <br> ［技術評価様式 5－1，－2］ <br> ※（As，解体以外）の標準型 <br> （1）技術提案 <br> ［技術評価様式 5－1，－2］ <br> ※（As，解体以外），（As施工体制評価型）及び（解体施工体制評価 <br> 型）に共通かつ標準型，簡易型，特別簡易型 IIに共通 <br> （ ${ }^{(1)}$ ）配置予定技術者の能力 <br> 10）なし |

## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）


## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）


## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）

| 改 正 後 R5．4．1 |  |  | 改 正 前 R4．4．1 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ※（As施工体制評価型）の簡易型，特別簡易型 I ，IIに共通 （ ${ }^{(1)}$ ）地域貢献度 |  |  | ※（As施工体制評価型）の簡易型，特別簡易型 I ，IIに共通 （ ${ }^{(1)}$ ）地域貢献度 |  |  |
| （2）地域貢献度 |  |  | （2）地域貢献度 |  |  |
| 評価項目 | 評価基準 | 評価点 | 評価項目 | 評価基準 | 評価点 |
| 4 災害協定等の締結 （技術評価様式11）〈注1〉 | （1）「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 （（一社）山梨県建設業協会）の締結あり | 2 | 4 災害協定等の締結 （技術評価様式11）＜注1〉 | 協定の綡結あり | 2 |
|  | （2）上記（1）以外の山梨県地域防災計画に揭載される各種協定 の䖻結あり | 1 |  | 協定の締結なし | 0 |
|  | （3）対象協定の締結なし（上記（1），（2）以外） | 0 | 5 災害協定の締結（広域応援） <br> （技術評価様式11）＜注1〉 | 協定の絃結あり | 1 |
| 5 災害協定の締結（広域応援） （技術評価様式11）〈注1〉 | 協定の締結あり | 1 |  | 協定の繧結なし | 0 |
|  | 協定の締結なし | 0 | 6 防疫対策協定の絃結 （技術評価様式11－1）＜注1〉 | 協定の綡結あり | 1 |
| 6 防疫対等協定の綡結（技術評 | 協定の締結あり | 1 |  | 協定の酃結なし | 0 |
|  | 協定の締結なし | 0 | 7 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績 （技術評価様式11）＜注1＞ | 受託実績あり | 1 |
| 7 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績 （技術評価様式11）〈注1〉 | 受託実績あり | 1 |  | 受託実績なし | 0 |
|  | 受託実績なし | 0 | 8 道路除雪業務委託の実績 （技術評価様式11）＜注1＞ | 受託実績あり | 1 |
| 8 道路除雪業務委託の実績 （技術評価様式11）〈注1＞ | 受託実績あり | 1 |  | 受託実績なし | 0 |
|  | 受託実績なし | 0 | 9 耕作放棄地等の解消 （技術評価様式12）〈注1〉 | 実績あり | 1 |
| 9 耕作放棄地等の解消 （技術評価様式12）〈注1〉 | 実績あり | 1 |  | 実績なし | 0 |
|  | 実績なし | 0 | 10 その他の地域貢献注1〉 （地域農業参入実績） <br> （技術評価様式17） （廃亲物の自県内処分） <br> （技術評価様式19） （C02吸収認証制度実績） （技術評価様式20） |  |  |
| 10 その他の地域貢献〈注1〉 （地域農業参入実績） （技術評価様式17） （廃棄物の自県内処分） <br> （技術評価様式19） （Co2吸収認証制度実績） （技術評価様式20） | 提案ありまたは実績あり | 1 |  | 提案ありまたは実績あり | 1 |
|  | 提案なしまたは実績なし | 0 |  | 提案なしまたは，実績なし | 0 |
| ＊各評価項目の評価方法等についてはく注1＞を参照のこと。 |  |  | ＊各評価項目の評価方法等についてはく注1＞を参照のこと。 |  |  |
| 資料作成に係る留意事項及び添付書類 |  |  | 資料作成に係る留意事項及び添付書類 |  |  |
| 各技術評価様式の注）を参照のこと。 |  |  | 各技術評価様式の注）を参照のこと。 |  |  |

## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）


## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）


[^0]
## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）

※注意：適用する総合評価の種類•型等によって，－部分の番号が異なる。（上記は（As，解体以外）簡易型の例）

## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）

| 改 正 後 R5．4．1 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ※全ての型で共通 <br> ＜注1＞各評価項目の具体的な内容 <br> のつづき |  |  |  |
| 1－12 | ISO認証取得状況 | 公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお，登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。 | 公告日時点 |
| 1－13 | ICT施工技術の活用 | 本工事において，山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき，下記（※個別事項4）に揭げる施エプロセスのうち（2）45）を必ず含むことにより，ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。 <br> ただし，評価対象は，ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。） | ［技術評価様式27］による申請時点 <br> ※個別事項4を参照 |
| $\begin{aligned} & 2-1 \\ & 2-2 \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 近隣地域での施工実績 } \\ & \text { (运䊀域ての施工実績 } \\ & \text { (配直予定技術者) } \end{aligned}$ | ○○建設事務所管内（又は OO市町村内）における○○工事の施工実績 | 平成20年4月1日から入札参加資格申請絃切日までに完成 し，引き渡し済みの工事。な お，共同企業体の構成員の場合は出資比率が20\％以上の ものに限る。 <br> ※個別事項2を参照 |

## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）

| 改 正 後 R5．4．1 |  |  | 改 正 前 R4．4．1 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ※（As，解体以外）の標準型，簡易型，特別簡易型 I ，IIに共通 ＜注1＞各評価項目の具体的な内容 のつづき |  |  | ※（As，解体以外）の標準型，簡易型，特別簡易型 I ，IIに共通 ＜注1＞各評価項目の具体的な内容 のつづき |  |  |  |
| $3-2$ 技能者の登録 | - 建設キャリアアップンステムへ企業と技能者の登録の有無 <br> - 技術評価様式の記載内容による。 <br> - 下請は対象外。 <br> - ただし，技能者の雇用が無い企業は，【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り，評価する。 | 入札参加資格申請締切日まで に登録済みであれば評価 | 3 | 技能者の登録 | - 建設キャリアアップンステムへ企業と技能者の登録の有無 <br> - 技術評価様式の記載内容による。 <br> - 下請は対象外。 | 入札参加資格申請䋨切日まで に登録済みであれば評価 |
| 3－3 過休2日制の適用 | 本工事において，山梨県各部局で別に定める「週休2日制適用工事実施要領等に基づき，4週8休以上工事現場を閉所する過休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。 <br> ただし，評価対象は，週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告 する工事に限る。（「発注者指定型」として公告する工事等は除く。） | $\mid$［技術評価様式26］による申 |  | 週休2日制度適用の実績 | 下記※個別事項5［取組実績の対象］のとおり公告日に応じた対象期間（過去1年間）に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデルエ事 を実施し，4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。 <br> ※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については，山梨県各部局で別に定める「完全週休2日制を碓保するモデルエ事実施要領」等による。 | 公告日に応じた対象期間（過去1年間）に完成検査済の県発注工事 <br> ※個別事項ちを参照 |
| ※個別事項3 <br> 継続教育（CPD）の評価は，配置予定技術者の学習履歴について，建設系資格認定団体の証明書の写しを求め，「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」 の証明がある場合について評価する。ただレ，令和5年4月1日以降に公告する対象工事において， <br> 上記下線部については，新型コロナウイルス感染拡大の影響により，当面の間「公告日から過去二年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。 <br> 証明期間は，証明書に記載された「取得期間」または，「証明期間」とし，年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し，切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また，年間または数年間 の推奨単位が記載されている場合は，いずれかが満足していれは評価する。（CPD評価対象期間の事例参照） |  |  | ※個別事項3 <br> 継続教育（CPD）の評価は，配置予定技術者の学習履歴について，建設系資格認定団体の証明書の写しを求め，「当該団体の推乷単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」 の証明がある場合について評価する。ただし，令和4年4月1日以降に公告する対象工事において， <br> 上記下線部については，新型コロナウイルス感染拡大の影響により，当面の間，「公告日から過去三年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。 <br> 証明期間は，証明書に記載された「取得期間」または，「証明期間」とし，年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し，切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また，年間または数年間 の推珎単位か記載されている場合は，いずれかが満足していれば評価する。（CPD評価対象期間の事例参照） |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ※（As施工体制評価型）及び（解体施工体制評価型）に共通かつ，簡易型，特別簡易型 I ，IIに共通 |  |  | ※（As施工体制評価型）及び（解体施工体制評価型）に共通かつ，簡易型，特別簡易型 I ，IIに共通 |  |  |  |
| $3-2$ 技能者の登録 | - 建設キャリアアップンステムへ企業と技能者の登録の有無 <br> - 技術評価様式の記載内容による。 <br> - 下請は対象外。 <br> - ただし，技能者の雇用が無い企業は，【技術評価様式23】の <br> 注意事項による申請の磪認により企業の登録のみで評価する。 | 入札参加資格申請締切日まで に登録済みであれば評価 | 3－2 | 技能者の登録 | －建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 <br> - 技術評価緑式の記載内容による。 <br> - 下請は対象外。 | 入札参加資格申請䋨切日まで た登録济みであれば評価 |
| $3-3$ 過休2日制の適用 | 本工事において，山梨県各部局で別に定める「週休2日制適用工事実施要領1等に基づき，4週8休以上工事現場を閉所する過休2日制適用工事の実施を宣誓した企業を評価する。 <br> たただ，評価対象は，週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告 する工事に限る。（「発注者指定型さとして公告する工事等は除く。） | ［技術評価様式26］による申請時点 | 3－3 | 逗休2日制度適用の実績 | 下記※個別事項5【取組実績の対象】のとおり公告日に応じた対象期間（過去1年間）に完成検査済の県発注工事で週休2日制モデルエ事 を実施し，4週6休以上工事現場を閉所とした取組実績がある企業を評価する。 <br> ※評価する週休2日制モデル工事の取組内容については，山梨県各部局で別に定める「完全週休2日制を確保するモデルエ事実施要領」等による。 | 公告日に応じた対象期間（過去1年間）に完成検査済の県発注工事 <br> ※個別事項5を参照 |

## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）


## 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

（赤色部分は改正部分）



[^0]:    ※注意：適用する総合評価の種類•型等によって，－部分の番号が異なる。（上記は（As，解体以外）簡易型の例）

